令和８年度　社会福祉法人　小百合会　事業計画書

法人の理念「地域とともに　家族とともに」を大切に、法人の発展を通じ、地域社会に貢献できるよう努めていくこととする。

また、昨今の人材不足の中、限りある人材を大切に、業務の効率化やメンタルヘルスを含む職員の支援体制の強化、研修の機会の充実など、より働きやすい環境を整え、人材育成や職員の定着に努めていくとともに、支援の質の向上を目指すこととする。

法人設立５０周年を迎える節目の年として、これまでの歩みを振り返りつつ、地域に必要とされる法人としての役割を再確認し、持続可能な運営体制の構築と新たな事業展開に取り組む。

１　法人設立

１９７６年４月６日　平塚市田村にて法人設立。

２　法人理念

「地域とともに　家族とともに」“小さきものを大切に”“小さいからできる”

法人理念の周知を図るとともに、モットーである“小さきもの（障がい児者)”が安心して生活できるよう、接遇や言葉遣い、社会的マナーなどの意識を高めていく。

３　事業経営

第二種社会福祉事業

（１）障害福祉サービス事業（障害者総合支援法）

生活介護　　おあしす湘南

共同生活援助　白星園

アイハイム

グループホーム　やしの木

特定相談支援　アグネス園相談室

（２）障害児通所支援事業

児童発達支援センター　アグネス園

（児童発達支援、保育所等訪問、障がい児相談支援）

各事業において、利用者の特性を踏まえ、利用者にとって安心で安全な支援を行っていくとともに、意思決定支援の強化に努めていく。

収益事業

（１）駐車場賃貸事業の経営

茅ヶ崎市甘沼において、駐車場の賃貸事業

４　事業の充実強化と拡大

法人の理念に基づき、安定した事業経営と地域ニーズに応じた事業展開を進める。行政や関係機関との連携を深め、地域に不足しているサービスの調査・分析を行い、新規事業の開設に向けた準備を進める。また、平塚市田村における医療型児童支援事業の検討を進めるとともに、こども家庭課との連携を強化し、障がい児支援の拡充と児童発達支援センターの機能向上を図る。さらに、茅ヶ崎市東海岸南での訪問看護および共同生活援助事業の開始に向け、体制整備と人材確保を進める。

５　組織統治（ガバナンス）

健全な法人運営を支えるため、内部牽制の仕組みづくりと情報共有の強化を進める。業務の役割分担や確認体制を整え、内部点検を通じてリスクを早期に把握し改善につなげる。また、管理職研修や職員研修を通じて倫理観と責任感を育み、組織文化の向上を図る。さらに、理事会・評議員会の情報管理を適切に行い、透明性の高い運営を推進することで、信頼性のあるガバナンス体制を構築する。

６　法令順守（コンプライアンス）

小百合会の基本理念、行動模範、法人内の諸規程、ならびに関係法令や行政からの通達を遵守し、誠実かつ公正な法人運営を推進する。法改正や通知の更新に応じて規程類を適切に見直すとともに、内部点検の実施、職員研修の充実、記録管理および書類管理の適正化を進めることで、法人運営の透明性と適正性を確保し、法令遵守体制の一層の強化を図る

７　会議等

理事会	定期年４回（６月、９月、１２月、３月）
評議員会	定期年１回（６月）
主任者会議	月１回
監事監査	年１回
研修員会	適宜

８　人材育成

職員の専門性向上と定着を図るため、小百合会の理念を基盤に、体系的な研修と働きやすい環境づくりを進める。新任研修・階層別研修、虐待防止・身体拘束適正化・個人情報保護等を計画的に実施し、業務の負担軽減、フォローアップ体制の強化を行う。

また、外部研修や資格取得支援、地域機関との連携を活用し、最新の知識と技術を取り入れながら職員のキャリア形成を支援する。

９　利用者支援の質の向上

アセスメントの充実やケース検討の実施を通じて、個別支援計画の質の向上を図るとともに、利用者の意思決定支援を適切に行う体制を整える。記録の適正化と情報共有を強化し、支援内容の振り返りと改善を継続することで、利用者一人ひとりのニーズと意思を尊重した質の高い支援を実践する。

１０　地域連携

地域の関係機関との連携体制を整備し、定期的な情報交換や協働支援を進める。また、地域行事や福祉ネットワークへの参画を通じて、地域における役割を果たし、地域福祉の向上に寄与する。

１１　安全管理・リスクマネジメント

事故・ヒヤリハットの改善や BCP の見直し等を通じて、安全管理とリスクマネジメントの強化を図る。また、記録管理や安全衛生に関する点検を行い、利用者と職員が安心して過ごせる環境の維持に努める。

１２　財政管理

報酬改定により、減収となっている事業所も多くなっているため、改めて財政を見直すとともに、会計士に相談しながら適正な財政管理を行う。

１３　その他

・資格や経験年数、役職に応じた俸給表の見直しを行う。
・ホームページなどを活用し、法人の取り組みや理念を積極的に発信し、地域や関係機関との信頼関係を深める。

令和８年度　児童発達支援センター　アグネス園　事業計画

１．基本理念

「地域と共に・・・親と共に・・・そしてみんな一緒に」

1971 年アグネス園は、「小さいものにこそ、大事にすべきものがある。小さいからこそできることがある」という理念で発足。その理念を基盤にしながら、こどもが成人した時に社会の中で周囲の人との関係を保てるようになることを目指し、発達支援を行う。

「ともに生きる喜びを」

発達に課題のあるこどもとその家族の幸せを願って、日々の支援を行う。小集団を手掛かりにこどもの持っている力を引き出し、一人一人の個性を大事にしながら、社会性が身につくよう支援する。

平塚市、大磯町、二宮町の発達支援の中核的な機能を果たすべく、地域の関係機関と連携しながら、発達に課題のあるこども達と家族の支援を行う。

２．児童発達支援

定員を 30 名とし、日々通園児に併行利用児を含む５クラスを編成、年齢や発達の状況を踏まえクラス分けを行う。年長児２クラス、年中年少児の縦割りで３クラスとする。

児童発達支援ガイドライン、アグネス園理念、方針を理解してそれに沿った形で提案、実践をする。児童発達支援センターとして、地域の発達に課題のあるこども達の健全な発達において中核的な役割を担い、専門的な知識及び技術を必要とする支援を提供する。また、障害児の家族、地域の通所支援事業者その他の関係者に対し、相談、専門的な助言その他の必要な援助を行う。

３．具体的施策

（１）個別支援計画に基づいた支援

相談支援事業所が作成したサービス等利用計画を踏まえ、園児のおかれている環境及び日常生活全般の状況等を通じて園児の発達全般や障害特性・行動特性等をアセスメントし適切なアプローチを行うため、個別支援計画を作成する。また、家族が希望する生活や課題等の把握を行い、適切な支援内容を検討し、必要に応じ多職種で連携しながら支援を展開する。

個別支援計画の内容について園児及び保護者に対して説明し、文書により同意を得ることとする。また、個別支援計画作成後、実施状況の確認を行い、少なくとも６ヵ月に１回以上定期的に個別面談を行い、個別支援計画の振り返りや必要に応じて個別支援計画の変更を行う。変更については園児及び保護者に説明し、文書により同意を得ることとする。

（2）本人支援・活動プログラム

①健康・生活　：個々の健康状態を把握し、睡眠、食事、排泄等の生活のリズムを身に付けられるよう家庭と連携し支援する。

②運動・感覚　：姿勢保持、身体の移動能力の向上を支援する。
保有する視覚、聴覚、触覚等の感覚を十分に活用できるよう、遊び等を通して支援する。

③認知・行動　：個々の認知特性に配慮し、感覚を十分活用して、必要な情報を収集して認知機能の発達を促す支援を行う。

④言語・コミュニケーション　：小集団を活用し、体系的な言語の習得、自発的な発声を促す支援をする。
個々に配慮された場面における人との相互作用を通して、共同注意の獲得等を含めたコミュニケーション能力の向上のための支援を行う。

⑤人間関係・社会性　：周囲の人と安定した関係を形成するための支援を行う。
グループに参加するための手順やルールを理解し、遊びや地域活動に参加できるよう支援する。

以上、5本の柱を軸に季節の行事や伝統行事を大切に活動プログラムに反映する。更に芸術文化部からは、一人一人の余暇活動の充実を図るための地域で行われているプログラムの紹介を継続する。

（3）1日の流れ

９：００　園バス出発・延長支援利用児の登園
１０：００　登園開始・園バス到着
朝の支度・自由遊び
１０：４０　朝の会・一日のスケジュールの提示
１１：００　活動①
１１：２０　休憩
１１：２５　活動②
１１：４５　排泄・手洗い・給食準備
１２：００　給食
片付け
歯磨き
１３：００　自由遊び
１３：２０　排泄
１３：３０　帰りの会・一日の振り返り
１３：４５　園バスへの乗車開始
１４：００　降園バス出発・延長支援利用児は園にて保育
１５：００　延長利用児おやつタイム
１６：００　延長利用児降園

（4）家族支援・きょうだい児支援

家族のウェルビーイングの向上、エンパワメントを前提とした支援を行う。保護者の満足感、安心感を高めるために、支援内容を保護者と共に考える姿勢を持ち、園児や保護者に対する丁寧な説明を心がける。保護者へアンケート調査を年1回以上実施し、意見に対し園の方針に沿うよう指摘箇所の改善を行う。

保護者からは、家庭生活での困り感や対応方法及び障害理解等について適宜相談を受けたり、クラス懇談会での意見交換を通じて信頼関係を築きながら、専門的な助言を行う。必要に応じて、関係機関との連携を行い、支援者会議等を通して総合的な支援を行う。年間 2 回ペアレントトレーニングを開催し、こどもの特性理解を促すことで、安心して子育てができる環境作りに取り組む。

更に、きょうだい参加の行事を設定し、心理サポートの必要性の有無、ヤングケアラーの視点でのサポート等、いずれの場合も家族への適切な働きかけを行っていく。

また、保育所等の子育て支援に係る一般施策での受け入れ先が不足している等の延長した支援が必要なやむを得ない理由がある児については、発達支援を行う前後の時間帯において、延長支援を実施する。

（5）地域支援・地域連携

園児の育ちや家庭生活に関わる保健・医療・福祉・教育・労働等の関係機関や障害福祉サービス等事業所等との連携を支援する。また、子ども家庭課くれよんと連携し、「ペアレントメンター養成講座」の講師を務める。更に、くれよんで行っている訪問療育相談については、3 年を移行期間とし、令和 11 年年度に完全受託となる。また、自立支援協議会こども部会未就学児分科会の開催、運営を行い地域の児童発達支援の専門性の底上げを担う。

（6）移行支援

園児が可能な限り、地域の保育、教育等を享受し、その中で適切な支援を受けられるように支援する。また、同年代のこどもをはじめとした地域における仲間づくりを図っていく支援を行う。地域交流チャレンジ部からは、地域の保育所等が行う園庭解放等の情報を発信し、アグネス園に通いながら地域のこども達と触れ合える機会を紹介する。

（7）給食の提供

園児の特性、年齢に応じた献立を管理栄養士が立案し、給食会議で検討、見直しを行った上で提供する。また、栄養価を摂取することだけを目的とせず、一人一人のこどもが食べる楽しみを知り、食事動作やマナーの獲得ができるよう支援する。食後には、歯磨きタイムを設け、一人一人の過敏さを把握した保育士が、仕上げ磨きを行い口腔内の衛生管理に努める。栄養士、調理員による喫食状況の把握、こどもの状況に配慮した調理形態の工夫、食物アレルギーのある園児への除去食対応を行う。また、保護者向けに給食試食会を実施し、管理栄養士からの講話を通じ、幼児食の栄養価、献立の特徴等を伝える。更に食育の観点から、園

庭の一角に畝を整備し、1年かけて土の手入れから始まり、さつま芋を収穫し、給食で味わうところまでを体験している。

4．各種会議

施設運営に関して、事業内容の向上、円滑な業務運営を推進するため、次の会議を開催、参加とする。

・主任者会議（法人施設長会議）、月１回　　・職員会議、月１回
・行事会議、随時　　・ケース会議、年３回　　・給食会議、月１回
・運営会議、月１回　　・支援方針会議、年１回
・子育て家庭課くれよんとの入園調整会議、年１回
・自立支援協議会こども部会医療的ケア児支援部会
・自立支援協議会こども部会未就学児分科会の開催、運営を担う
・県内公立障害児通園施設・通園事業連絡協議会

5．職員研修

法人人事考課による、自己評価の実施。結果を受けて、個別に研修内容の決定を行う。園内研修、外部研修に参加し、専門性の高い支援、保育技術の向上及び、職員資質の向上を図る。更に令和 9 年度、医療ケア児の受け入れに向けての内部研修を強化していく。

6．行事

（1）災害・事故防止対策

防災対策マニュアルに基づき、月 1 回の避難・消火訓練の実施。防災機器の点検や消防署の協力を得て、通報訓練を含む総合訓練を行う。また、非常時に備え保護者協力のもと、引き渡し訓練を行う。

（2）健康管理の充実

嘱託医が年 5 回の健康診断を通して園児の健康状態を把握し、保育職員と連携を図り、疾病予防等日常の健康管理に努める。

小児科健診：年２回
眼科・耳鼻科・歯科健診：年各１回

7．苦情解決システム

保護者からの苦情（虐待に関する相談も含む）について、窓口を設け、園児及び保護者の立場に立って、迅速かつ誠実な対応に努める。

8．虐待防止

利用児の人権の擁護・虐待の防止等のため、次に示す必要な措置を講じる。

・虐待防止・身体拘束適正化委員会を定期的に開催。虐待防止責任者を選出する。
・職員に対する虐待防止を啓発、普及するための研修の実施。
・指針と体制の整備を行い、職員が利用園児等の権利擁護に取り組める環境整備に努

める。

９．業務継続計画

感染症発生時、災害発生時においても事業を継続できるよう取り組む。発生時に備え、日頃から、研修及び訓練を行い、評価し見直しを随時行う。

１０．個人情報の保護

当園が保有する情報の紛失、漏えい、改ざん等を防ぐとともに情報の管理を適正に行う。

１１．実習生・ボランティアの受け入れ

保育士等を目指す学生を対象に各学校、大学と連携を図り、実習生の受け入れを行う。また、地域に根差す施設、発達に課題のあるこどもへの理解を深めることをねらいとして、状況に応じてボランティアの受け入れを行う。

１２．職員配置

（１）管理者　１名
（２）児童発達支援管理責任者　１名
（３）嘱託医　４名
（４）児童指導員及び保育士　常勤６名　非常勤 10 名
（５）看護師　１名
（６）機能訓練担当職員　１名以上
（７）栄養士　１名
（８）調理員　３名

今後も多様な専門職によるリハビリテーションを含む支援の充実を図るための職員配置をめざす。

以上

令和８年度　アグネス園保育所等訪問支援　事業計画

１、目標

（１）契約者数の維持、新規契約者の確保

①アグネス園併行利用児を対象に、社会参加、インクルージョン推進のため、ご本人の課題と保護者ニーズを踏まえ、行政と連携しながらサービスへと繋げる。

②アグネス園相談室と連携し、より専門的な支援や有効性を説明し、保育所等訪問支援事業を提案する。

③他の相談室等、関係機関への訪問を行い、広報活動を継続する。

④訪問先での対象児の適応状況や訪問支援の受け入れ状況を見極め、訪問頻度を調整していく。

⑤訪問先の担当者の負担軽減を図るため、ニーズに応じてカンファレンスや会議の持ち方を提案する。

⑥令和８年度から平塚市訪問療育への参加を通して市内保育所幼稚園に潜在する支援が必要な児の実態を把握し、継続的な支援が必要な場合には訪問支援につなげてもらう。

（２）支援の質の向上

定期的な職場内研修や外部研修会に参加し、児童発達支援の知識、質の向上及び職員の資質向上を図る。

２、基本姿勢

保育所等訪問支援の提供は、市町村、障害福祉サービス事業者、その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者との密接な連携に努め、児童発達支援ガイドライン、保育所等訪問支援ガイドライン、法人理念を良く理解し支援を行う。

保育所等訪問支援計画作成に当たっては、利用児の心身の状況等に応じ、支援上必要な事項（保育所等訪問支援計画の目標及び具体的支援等）を記載したものを、利用児及び保護者の同意を下に支援を開始する。保育所等を利用している子どもに対して、月に２回程度の行動観察と訪問先職員に対して定期的なカンファレンスを行い、集団生活上の留意点や障害特性による個別的配慮へのアドバイスを行う。保育所等の園生活への適応状況に対する保護者の不安解消のため、丁寧なフィードバックを行い、必要に応じて面談する。(オンライン含む)

３、アグネス園保育所等訪問支援の方針

（１）保育所等での生活がスムーズで楽しいものとなるように支援を行う事を第一目的とし、集団生活の適応を促す。

（２）アグネス園併行利用児には、通所時に定期的な行動観察を行い、具体的な特性や課題を把握する。担任保育士と必要に応じてカンファレンス等を通して連携をとり、障害特性理解により実態に即した課題の共通理解に努める。

（３）新規契約児、併行利用児への丁寧なベースを作り、社会情勢を鑑みながら無理なく訪問支援を行い、ニーズに沿った日程調整をする。

４、具体的な事業施策

（１）保育所等訪問支援計画

本人、保護者及び訪問先施設の職員と、保育所等訪問支援計画についての面談を実施し、意向・要望等の意見交換を行い、情報を共有して本人の希望、課題に沿った保育所等訪問支援計画を作成、実施、評価をする。

（２）訪問支援

定期的に保育所等を訪問し子どもの行動観察や直接支援を行い、訪問先職員との情報交換や対応等に対する助言を行っていき、過ごしやすくなるように支援する。

初回訪問は、児童発達支援管理責任者と訪問員の２名で訪問し、本人の希望、課題を訪問先との共有に努める。

（３）カンファレンス

訪問先でのカンファレンス毎に、支援内容や取り組むべき課題、こどもとの関わりにおいて留意すべき点等を振り返り、訪問支援の利用効果を実感して頂けるようにする。

①カンファレンス中は、訪問先職員の満足度、表情を読み取り記録に残す。また、必要に応じて関係者に参加してもらい支援者会議を行う。

②感染症等の流行時期には、各通園施設の受け入れ状況などを確認する。業務効率化の観点からも、場合によっては電話やオンラインでのカンファレンスに変更する等臨機応変に対応する。

③訪問先と保護者を交えてのカンファレンスや、個別支援会議の申し出があった場合は、保護者とも調整し三者での会議を行う。

（４）研修の機会の確保

アグネス園研修計画に準じて、身体拘束適正化委員会及び虐待防止委員会、感染症対策及び業務継続計画、安全計画の研修及び訓練プログラムに参加し、法令順守と共に資質向上に努める。

５、保育所等訪問支援の訪問先施設から信頼を得る為、実力向上に向けて

（１）訪問記録報告について

保護者は、訪問報告書により支援先での現状を把握し安ど感を得ることができる為、日常の児童の様子について訪問時の児童の様子を書面等で正確に報告できるよう、研鑽を積む。また、保護者が日常の様子を感じやすいように、合理的、かつ心の通い合う報告内容にする。

（２）訪問先の理念、姿勢について

カンファレンスを活用し、利用児、保護者の意向等のすり合わせや訪問先施設の理念・方針を鑑みた具体的支援内容の提案を行い、利用児の様子を共有する。また、必要に応じて訪問先で作成された利用児の個別指導計画や、施設だより等を参考にさせて頂く。

（３）保育所等訪問支援の充実に向けて

訪問支援員特別加算、多職種連携支援加算、ケアニーズ対応支援加算、強度行動障害児支援加算など、インクルージョンに向けた取り組みとして、必要に応じて訪問

支援員の配置が実現できるよう、人材育成を継続していく。また、関係機関連携加算、家族支援加算を根拠として、利用契約児に関わる関係機関とのケース会議や保護者等との相談援助を行い、効果的な支援を行っていく。定期的に自己評価・保護者評価・訪問先評価の実施。結果をインターネットその他の方法で公表し、保育所等訪問支援事業の資質向上を目指していく。

６、契約までの流れ

保護者、もしくは保育所等からの申し出があった場合、保護者と面談をし、契約までの流れを丁寧に進める。保護者には、訪問支援のフローチャートを示し、支給決定等の流れを示していく。訪問施設への挨拶、支援者会議（カンファレンス）は、契約終了後に、該当児の課題を把握してから行う。

７、職員体制

（１）訪問員は４名以上とする。

管理者
児童発達支援管理責任者
保育士
専門職員等

（２）訪問支援担当人数内訳

①専任訪問員（保育士）	対象児１５名×月１～２回/月
②兼務訪問員（専門職員）	行動観察、カンファレンス等必要に応じて
③児童発達支援管理責任者	初回訪問と１～２回/年の同行訪問を基本とする
④管理者	

令和８年度　アグネス園相談室　事業計画

１．提供するサービス内容

（１）特定相談支援事業

・サービス利用支援：障害福祉サービス利用者に対して、サービス等利用計画の作成を行い、サービス事業者等との連絡調整を行う。

・継続サービス利用支援：定期的にサービス等の利用状況の検証を行い、計画の見直し（モニタリング）を行う。

（２）障害児相談支援事業

・障害児支援利用援助：障害児通所支援利用者に対して、障害児支援利用計画の作成を行い、サービス事業所等との連絡調整を行う。

・継続障害児支援利用援助：定期的に障害児のサービス等の利用状況の検証を行い、計画の見直し（モニタリング）を行う。

２．職員配置

管理者兼相談支援専門員　　１名

相談支援専門員　　３名以上

常勤かつ専従の相談支援専門員を２名以上配置し、内１名以上が現任研修を修了した相談支援専門員の配置を行う。

３．契約者数

契約者数：150 件の確保を目指していく

（サービス等利用計画作成 150 件、モニタリング報告書 300 件、
サービス提供時モニタリング 300 件を想定）

４．具体的施策

（１）相談支援提供体制の充実のために

・サービス利用支援費の機能強化型（Ⅲ）の体制を維持していく。また、計画相談支援事業所が算定できる加算（初回加算、医療・保育・教育機関等連携加算、サービス担当者会議実施加算、サービス提供時モニタリング加算、集中支援加算、保育・教育等移行支援加算）による支援を実施し、質の担保とサービス拡充を図る。各加算に対応した研修（行動障害支援体制加算、要医療児支援体制加算、精神障害者支援体制加算）などを積極的に受講し、質の高い相談支援提供を目指していく。

・週 1 回、定期的に相談室会議の機会を持ち、利用児に関する情報またはサービス提供に当たっての伝達や事例等に触れ、事業所全体で把握・検討の機会を設ける。

・児童発達支援センター（医療型・福祉型）一元化に伴い、医療的ケア児受け入れ体制整備のため、医療的ケア児等コーディネーターや自治体と連携し、相談支援体制の強化に努める。

・各相談支援専門員の専門性を高めるため、初任者研修受講後は、専門コース別研修である障がい児相談、意思決定支援、強度行動障害（基礎・実践）などの各種研修を受講していく。

・基幹相談支援センター計画相談連絡会主催の事例検討会、その他のグループスーパービジョン等の機会を確保する。
・障害児相談支援事業所として、こども家庭福祉の現場における児童のソーシャルワークに特化し専門性を身に付けた相談援助を行うことのできる職員配置を目指し、「こども家庭ソーシャルワーカー」養成研修受講を視野に入れていく。

（2）自立支援協議会、こども発達支援室くれよんとの連携

・地域中核の役割の一翼を担う児童発達支援センター併設の相談支援事業所として、センターと協同し、自立支援協議会こども部会未就学分科会の運営を行う。また、R7に引き続き、自立支援協議会こども部会学齢児分科会の代表者会担当を担い、協議会運営について多機関との連携強化に努める。
・くれよんの主催するペアレントメンター養成講座において、児童発達支援センターアグネス園と協働し、メンター養成講座の講師として地域のピアサポーター育成を行う。
・計画相談支援連絡会、こども部会他、各種部会へ参加し、R8 より平塚市にて本格始動する重層的支援体制整備事業に向け、各行政機関・地域福祉サービス、民間団体等との連携を図り、地域社会の資源開発に努める。

（3）基幹相談支援センター他、行政との連携

・幅広い発達段階（医療的ケア児・強度行動障害を有する児・不登校児童）でケアニーズの高い児への本人支援及び家族（きょうだい）支援、インクルージョン体制など困難事例に関して、必要に応じて助言・指導を受ける。また、人材育成に関する支援協力連携を行う。
・平塚市避難行動要支援者制度に登録されている利用者の中で、希望する利用者に対し、福祉専門職（相談支援専門員）による「個別避難計画」の作成業務を担当する。地域の民生委員児童委員等との連携を行い、ハザードマップを活用した避難の判断基準や配慮事項、社会資源を含めた環境を計画書に落とし込むとともに、利用者の環境調整を行う。また、避難行動要支援者に該当する方に対し、制度の案内を行う。

（4）人権擁護、虐待防止及び身体拘束について

・アグネス園研修計画に準じて、身体拘束適正化委員会及び虐待防止委員会、感染症対策及び業務継続計画の研修プログラム及び外部研修に参加し、法令順守と共に資質向上に努める。

（5）BCP 策定について

・R7 年のより策定義務化された感染症や非常災害の発生において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため、また非常時体制で早期の業務再開を図るための BCP を策定する。法人本部、児童発達支援センターと連携し、常に見直しを図る。

（5）事例検討会

・児童発達支援センター事業所内または、自治体主催の事例検討会に参加し、こどもの成長発達や、地域のこども達の特性理解に努め、相談援助技術向上を図る。

令和８年度　おあしす湘南　生活介護　事業計画書

【おあしす湘南の理念】

○　私たちは、一人一人の個性を尊重し、ともに成長していきます。
○　私たちは、個々に即した活動の場を提供します。
○　私たちは、地域とふれあい、心豊かな暮らしを目指していきます。

１　目的及び方針

生活介護事業は、常時介護・支援を必要とする方に、昼間において食事または排泄、入浴の介護を行うとともに、相談及び助言、その他日常生活上の支援、創作的活動または生産活動の機会を提供し、社会参加を支援します。

２　生活介護事業の概要

（１）利用定員　　３０名

（２）ご利用者様数　　３７名

- 男女比　　男性；２０名　　女性；１７名

※随時見学者有、その都度入所を検討しています。
※昨年度中から別の事業所にも通われる方が増え、併用して通所される方が１５名いらっしゃいます。

（３）日課

開所・打ち合わせ	８：３０
送迎	８：４０～　９：４５
活動準備	９：４５～１０：１５
朝の会	１０：１５～１０：３０
活動	１０：３０～１２：００
昼食・休憩	１２：００～１３：３０
活動	１３：３０～１５：００
清掃・帰宅準備	１５：００～１５：１５
帰りの会	１５：１５～１５：３０
送迎	１５：４５～１７：００
職員打合せ	１７：００
閉所	１７：１５

（４）日中活動支援

意思決定支援を重視し、ご利用される方一人ひとりの気持ちを大切にし、安心と満足感が得られ、自分らしく生活していくために必要な支援、活動を行っていきます。

活動は３つのグループに分かれて行います。

・かもめグループ　　１２名
・いるかグループ　　１３名
・ココナッツグループ　１２名

昨年度、大幅にグループ替えを行いました。大きな問題もなく、各グループ落ち着いて過ごせるようになってきています。従来通りその方にあったスペースも確保し、安心できる環境も整えていきます。

（５）給食

感染症も落ち着いてきました。一斉給食がスタートし、1 年が経ちました。ココナッツグループにて数名での給食も定着してきました。共に、テーブルの消毒は継続していきます。

【活動内容】

＊基本的な週間予定

曜日	月	火	水	木	金
午前	作業	作業	作業	作業	作業
午後	グループ活動	グループ活動 ※入浴	グループ活動	グループ活動	グループ活動 ※入浴

・作業…自主製品製作（キャンドル・ふきん・バック、紙すきなど）
　　下請け作業（株式会社アイールコーポレーション）
　　公園除草作業（平塚市植竹公園）
　　アルミ缶つぶし、アルミ缶回収、美化活動など。
・グループ活動…各グループで月１回ミーティングを開き内容を決めます。社会体験や生活体験、地域との交流などを目的とした活動を行います。

【その他の活動】

① 行事
納涼祭や旅行、クリスマス会など、ご家族にも声かけをさせていただき、日頃の様子を見ていただく機会を作ります。

② エンジョイサタデー（土曜日活動）
グループで分け、年に３回ずつ実施します。各グループでご利用者様と共に企画し、安全に楽しい休日を過ごしていただきます。
（祝日のエンジョイサタデーを１年間試行してみましたが、すべて土曜日に戻します。）

③ 意思決定支援（適宜）

ご本人やご家族と相談しながら、ご利用者様一人一人の思いを表出していけるようにサポートしていきます。

※感染症の拡大状況により、外出を控える、給食をグループごとにするなど、その都度改めて検討していきます。

３　職員配置

・事業所長　１名　　・サービス管理責任者　１名　・事務職員　１名
・支援員　１２名（常勤職員２名、非常勤職員１０名）
・看護師　１名（非常勤）
・運転手　４名（その他シルバー人材センターから３名委託）

給食は業務委託；(株）一富士フードサービス

数名の方は、グループホームやしの木と兼務します。

４　開所日および行事

令和８年度は２４４日開所を予定しています。(別紙)

５　職員研修

職員の質の向上に努め、系統的、効果的な研修を実施します。また、外部研修を積極的に周知し、スキルアップの機会を提供します。今年度は、１０月に実施予定です。

６　権利擁護

ご利用者様の人権を擁護するために、日頃から意思決定支援に心がけ、虐待防止、人権尊重に努めるとともに、苦情解決に関する規定にもとづき、ご利用者様や保護者様などからの苦情申し立てに対し適正に対処する。

７　会議

職員会議やケース会議において、より具体的な内容を検討し、ご利用者様一人ひとりに対する支援の在り方を探るとともに、より円滑な事業所運営の在り方を確認する。

職員会議	毎月	事業所運営、行事、ご利用者様の様子などについての検討・決定。
振り返り	毎日	ご利用者様の様子や活動などを報告、検討。
ケース会議	随時	支援についての検討。
給食会議	２ヶ月	給食・ご利用者様の栄養についての検討・決定。

８　地域交流・事業所間交流

事業所間の交流や地域のイベント（福祉ショップ「ありがとう」、展示即売会、神田公民館まつり、福祉展など）はその都度検討させていただきます。また、散歩や美化活動などを通じ、ご利用者様が地域社会と交流を深

めていけるよう支援します。
　平塚市自立支援協議会やありがとう運営委員会など地域の福祉事業所との繋がりも大切にし、交流や情報交換を行っていきます。

９　ボランティア・実習生等の受け入れ

　事業所運営に当たって必要とされる地域住民又はその自発的な活動との連携を推進するためにボランティア・実習生等を受け入れ、地域活動を展開します。

１０　健康管理

　日頃から身体的状況のみならず精神的･心理的な側面についても十分に配慮します。また嘱託医師による検診を年２回行い健康管理に努めます。（１０月に嘱託医師による検診及びインフルエンザ予防接種、２月に検診（希望者のみ)、３月も嘱託医師による健診）
　通院が困難な方は担当職員が病院等に付き添い、医師との話し合いを行います。

１１　防災

　各種の防災訓練をとおして、災害に対する意識を高め、有事の際のスムーズな対応を模索する。また防災訓練を通してご利用者様および職員の防災意識の向上を図ります。

１２　懇談会

　事業所でのご利用者様の様子や行事等についての相談や報告を年に２回行います。

１３　その他

　活動内容の拡大のほか、被災時の協力なども視野に入れ、障がい分野のみならず、高齢や保育を含む地域の福祉事業所との連携を図ります。
　おあしす湘南の玄関について、新年度早々に交換を予定しています。

令和８年度　共同生活援助事業・短期入所事業　やしの木
事業計画書

【やしの木の理念】

○　私たちは、一人一人の個性を尊重し、ともに成長していきます。
○　私たちは、個々に即した生活の場を提供します。
○　私たちは、地域とふれあい、心豊かな暮らしを目指していきます。

１　目的及び方針

（１）共同生活援助事業

主に夜間において、ご利用者様が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、ご利用者様の状況や環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の必要な日常生活上の援助を適切かつ効果的に行います。

（２）短期入所事業

単独型短期入所事業は、居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、短期間の入所を必要とする障害者等につき、短期間入所させ、入浴、排せつ又は食事の介護その他の必要な支援をします。

２　年度方針（重点項目）

令和８年度は、次の重点項目を掲げ、事業運営の向上を図ります。

（１）意思決定支援の強化と個別支援計画の質の向上
（２）開所日と利用率の増加
（３）短期入所の利用促進

３　共同生活援助事業

（１）利用定員　　９名（１階；男性４名　　２階；女性５名）
（２）ご入居者様　　９名（１階；男性４名　　２階；女性５名）
（３）基本日課

１６：００	帰宅（自由時間）
	入浴
１８：００	夕食
１９：００	入浴
	自由時間
２２：００	消灯
６：００	起床　着替え
７：００	朝食
８：３０	日中活動事業所へ

（４）個別支援計画に基づいた支援

・利用者の意思決定を尊重し、個別支援計画を作成する。
・モニタリングを定期的に実施し、生活状況に応じて計画を見直す。
・生活の質や自立支援を重視する。

（５）日常生活上での支援

・入浴、排せつ、食事、服薬管理など日常生活上で必要な支援を行う。
・利用者が安定した生活ができるよう、環境調整及び心理的支援を行う。
・生活スキルの向上のための支援（洗濯、片付け等）

（６）健康管理の支援

・毎日２回の検温及び必要に応じたバイタルチェックを実施する。
・処方薬の管理及び服薬支援を行う。
・感染症発症状況に応じて、マスクの着用、消毒、換気等の対策を実施する。
・必要な方は医療機関との連携を強化する。

（７）金銭管理

金銭及び貴重品の預かりは原則として行わない。

４　短期入所事業

（１）利用定員　　４名（男性；２名、女性；２名）

（２）基本日課　※共同生活援助事業と同じです

１６:００　帰宅（自由時間）
　　入浴
１８:００　夕食
１９:００　入浴
　　自由時間
２２:００　消灯
　６:００　起床　着替え
　７:００　朝食
　８:３０　日中活動事業所へ

（３）日常生活上の支援

・入浴、排せつ、食事、服薬管理など日常生活上で必要な支援を行う。
・親元を離れた生活に慣れるための体験の場としての役割を担う。
・家族のレスパイト機能としての役割を強化する。

5　職員配置

・事業所長　１名　　・サービス管理責任者　１名
・生活支援員及び夜間支援従事者　６名
・世話人　　３名
・看護師　１名（生活介護事業所と兼務）
・事務員　１名（生活介護事業所と兼務）

6　職員研修

職員の専門性向上を目的として、次の研修を計画的に実施する。
・虐待防止及び身体拘束適正化研修
・感染症研修
・防災研修
・障がい特性理解の研修
・外部研修への参加の促進

7　権利擁護

（１）虐待防止委員会の設置・運営
- 年１回以上の委員会開催
- 虐待防止に関する職員研修の企画及び実施
- 事故・ヒヤリハットの共有と再発防止策の検討
- 苦情・相談内容の把握と改善策の検討

（２）身体拘束ゼロ方針
- 身体拘束は原則として行わない。
- 身体拘束に該当する行為の周知徹底を図る。
- 身体拘束適正化研修を実施する。
- 緊急やむを得ない場合が発生した際は記録･検証･再発防止を行う。

8　会議

職員会議やケース会議において、より具体的な内容を検討し、ご利用者様一人ひとりに対する支援の在り方を探るとともに、より円滑な事業所運営の在り方を確認する。

スタッフ会議	隔月	事業所運営についての検討・決定。 ご利用者様の様子や活動などの報告、検討。
世話人会議	隔月	ご利用者様の様子や活動などを報告。 業務内容の確認。
全体会議	隔月	全体業務としての共有

９　地域交流・事業所間交流

・平塚市自立支援協議会グループホーム連絡会へ参加する。
・関係事業所及び地域ネットワークとの連携を強化する。
・地域交流の機会の創出。

１０　地域連携推進会議

・地域関係機関との協力体制の強化と、利用者支援の質の向上を図ることを目的として、年１回開催する。
・外部の視点を取り入れることで、事業の透明性と地域との連携強化を図る。

１１　防災・安全管理

・年間を通じた避難訓練の実施及びBCPの見直しをする。
・夜間、休日の緊急対応対策の確認
・備蓄品の確認
・修繕箇所の早期対応
・転倒防止及び避難経路確保のため、生活同線の安全確保

１２　懇談会（家族会）

６カ月に１回程度ご家族の方にお集まりいただき、ご利用者様が充実して、安心した生活が送れるよう話し合い、親睦を深めていく。

１３　その他

・行事について
　誕生会、納涼祭、忘年会を実施し、生活の充実を図るとともに、家族にも参加していただき、生活の様子の共有と連携を図る。
・サービスの質の向上について
　３６５日の開所を目指し、年度中に週１日でも多く開所ができるよう、人材の確保と育成に努める。
・短期入所について
　新規受入れ及び既存の利用者の利用拡大を図り、空室のない運営を目指す。
・エアコンのクリーニング
　事業所内２１台のエアコンのクリーニング業者に依頼し、快適かつ衛生的な生活を送っていただくようにする。

令和８年度事業計画書

共同生活援助
白星園

【目的及び方針】

1　精神障害者（以下「利用者」という）が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことが出来るよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活において、食事の提供、相談その他の日常生活上の援助を適切に行うものとする。
2　利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。
3　地域との結びつきを重視し、市町村、他の障害福祉サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

【目標】

個別支援計画にそって支援を整え、各自のニーズに応えられるようにする。
地域社会との連携強化を目指し、当事者と共に生きる事が自然に育つような仕組みを組み立てられるようにする。日常生活の支援とより良い生活が送れるようにサポートする。
感染症予防対策として日々の消毒、換気、健康観察などに重点を置く。

【事業内容】

（1）利用定員　　6名
（2）日常生活支援
食事提供（朝、夕）、相談支援、服薬支援、通院同行、主治医との連携、
日中活動の促進、地域支援活動との連携、清掃に関する支援、月 1 回メンバーミーティング
（3）行事
年１回遠足、日曜日おやつ会、誕生会、そうめん流し大会
バーベキュー大会等
（4）他
地域連携推進会議、見学会

【職員体制】

管理者　　１名
サービス管理責任者　１名
常勤世話人　　１名
非常勤世話人　　２名
生活支援員　　１名

【研修計画】

職員の業務および支援能力の向上に努め、研修に重点を置く。

令和８年度　「アイハイム」事業計画

＜職員体制＞：　　事業責任者：１名
サービス管理責任者：１名
常勤世話人：１名
非常勤職員：２名

＜入居者＞：　　本村　５名／５名定員
合計　5名入居中／5名定員

＜目標＞個別支援計画に沿い、利用者みなさんが地域社会生活において、それぞれがそれぞれなりの自己実現ができることをめざす。　　生活において楽しみを持つ。

＜支援内容＞食事作りへの補助
希望や提案による、全般的な生活支援
食事支援
買い物等の移動支援
生活についての相談業務
面談と個別支援計画のモニタリング
通院同行や主治医との連絡
就労相談
月例の入居者会、外食誕生会、忘年会、など

＜各種研修会への参加＞
＊虐待防止
＊感染症対策
などの研修へ参加。

＜地域への参加＞　　地域連携推進委員会の開催
自治会活動
作業所等連絡会への参加
ボランティア推進委員の協力
防災訓練

令和８年度　社会福祉法人 小百合会
収益事業 事業計画書

１　目的

地域福祉の推進と安定した法人運営を図るため、法人理念に基づき適正かつ健全な収益事業を実施する。収益事業による収入は、法人本来事業の充実および地域福祉の向上に資するものとする。

２　事業経営

（１）駐車場賃貸事業

令和８年度も、前年度に引き続き駐車場賃貸事業を継続して実施する。

①　既存契約の適正管理

②　利用状況および契約条件の定期的な確認

③　施設周辺環境や近隣関係に配慮した運営

以上を基本とし、安定した収益確保と適正な管理運営に努める。

３　事業の見通し

本年度は、収益事業の新規拡大は予定していない。

駐車場賃貸事業については、現状の規模で安定した運営を継続し、法人本来事業の運営基盤を支える収入として位置づける。

４　その他

収益事業に関する法令・通知・税務上の取扱い等について、必要に応じて情報収集を行い、適正な事務処理とコンプライアンスの確保に努める。